仕 様 書

- 1 業務名 豊浦中間貯留槽槽清掃業務
- 2 業務場所 下関市豊浦町大字宇賀3703番地4 豊浦中間貯留槽
- 3 業務期間 契約締結日から令和8月3月27日まで
- 4 業務内容
- (1) 貯留槽の清掃
 - (ア)受託者(以下「乙」)は市(以下「甲」)所有の豊浦中間貯留槽内にある し渣及び高濃度堆積物(以下「スカム」という。)を含む汚泥を強力吸引 車等により除去し、内部清掃(高圧洗浄等)を行うこと。

槽の清掃においては、酸素欠乏危険作業であるため、労働災害等の事故 防止及び安全衛生対策を講じること。(槽については別図参照)

(イ) 予定処理量:6トン

※予定処理量は今回の槽清掃における処理量を保証するものではない。

(ウ)豊浦中間貯留槽には、電気設備・給水設備がないため、乙で必要な準備 を行うこと。

(2) 運搬·処分

乙は、清掃で除去したし渣及びスカムの運搬に当たって、常に清潔及び安全を保持し、通過地の住民に被害を及ぼさないように配慮すること。また、スカムの処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関連法令を遵守し、処分を行うこと。乙は、処分工程における環境汚染等について、全責任を負うこと。

(3) 報告

乙は、清掃で除去したスカムを搬出し処分を行った場合、速やかに以下の 内容が記載された報告書を提出すること。

- 業務の実施写真
- ・ 乙の処理施設又は最終処分場での受入日、搬入重量、運搬台数など。
- ・ 処理重量および処理方法
- ・ 適正に処分した旨の証明書

(4) その他

下関市外の一般廃棄物処理施設が設置されている市区町村で汚泥等の処分を行う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項に基づく市区町村への通知で必要な書類の提出について、乙は甲に求められた際は準備に協力すること。

5 注意事項

- (1)業務の実施における日程については、市の職員と協議すること。
- (2) 労働安全衛生関係法令を遵守すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (4)業務執行に当たっては、市の指示に従うこと。
- (5) 乙は、第三者に再委託をしてはならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の 上で定めるものとする。
- (7) 乙は、この業務の履行にあたり、別紙2「特記仕様書(環境編簡易)」 及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」の各項目 を遵守すること。
- (8) 本様式等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具(鉛筆・消せるボールペン等)を使用しないこと。